

宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

令和3年9月 経済部観光局
(観光庁補助事業を活用)

①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！ ②ポストコロナな取り組みを支援します！

追加募集します！！

- ・第1回募集で交付決定を受けた事業者は申請できません。
- ・先着受理順となります。
- ・予算がなくなり次第募集終了です。

※見据えた申請できません。

対象事業者

旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（旅館、ホテル、民宿等）

対象経費

感染防止対策

- ・消毒液、アルコール液
- ・マスク、フェイスシールド
- ・非接触型体温計、体温計
- ・サーモカメラ
- ・間仕切り
- ・アクリル板・透明ビニールシート
- ・自動チェックイン機
- ・空気清浄機 など

ポストコロナ

- ・ワーケーションの受入体制整備費
- ・マイクロツーリズムの受入体制整備費
- ・バリアフリー ・インバウンド対応
- ・防災・減災



以下のようなものは対象外です。
 ・事業者の運営経費、人件費、公課公租費、中古品購入 ・申請時に他の公的機関の補助・支援金の交付決定を受けた費用 など

制度概要

※ひとつの施設につき
特例・通常分合わせて1申請です。

区分	基本額	上乗せ
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1/2以内	（斜線表示）
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		上限250万円 1/4以内

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3/4以内）

○追加募集時の通常分の取扱いについて
上乗せ分の予算がなくなり次第、補助率が1/2以内になる場合があります。

スケジュール（予定）

募集開始	R3.10.1
募集締切	R3.12.24(先着受理順となります) ※必要書類が全て整った状態で受理
採択決定	随時
事業実施・報告	遅くともR3.12.31までに完了(機器設置、工事完了、支払)し、実績報告書を事務局あてに提出します。
支援金交付	実績報告書を審査し、その後、支給します。

問合せ

宿泊事業者感染防止対策等支援事務局 ※受付時間／10:00～17:00（土日祝、年末年始除く）
 【林・ツ・根室・釧路・宗谷・上川・胆振・渡島】管内の宿泊施設 ☎011-522-8795
 【石狩・檜山・後志・留萌・空知・日高・十勝】管内の宿泊施設 ☎011-522-8793

